

知っていますか？

青色防犯パトロール



一般の自動車に回転灯等を装備することは法令で禁止されていますが、一定の要件の下、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、自動車への青色回転灯等の装備が認められます。

申請の対象となる団体

自主防犯パトロールを行う団体であって、次のいずれにも適合していると認めるもの。

- 1 団体が次のいずれかに該当すること
 - ① 福岡県又は市町村
 - ② 知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長（以下「県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
 - ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人、一般財団法人、公益法人、NPO法人、地方自治法の規定により市区町村長の認可を受けた自治会等
 - ④ 上記①～③と同様に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
 - ⑤ 上記①～④のいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- 2 自主防犯パトロール活動の実績・計画に照らし、継続的な自主防犯パトロール活動の実施が見込まれること
- 3 青色防犯パトロール講習を受講している事等から、パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること
- 4 青色防犯パトロールを適切な方法により実施することができると認められること

青色防犯パトロールの方法

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備することとし、マグネット等による着脱式も適応する
- 2 自主防犯パトロールの実施時以外では、回転灯等を点灯させることはできない
- 3 自動車の車体に団体の名称及び自主パトロール中であることがわかるように表示しなければならない
- 4 使用する回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転を妨げてはならない（青色防犯灯は光源が回転式のものに限らず、点滅式の着装も認める）
- 5 回転灯等を点灯させて運行する際は、標章を自動車の後方から見えるように掲示しなければならない
- 6 青色防犯パトロール実施中は、当該自動車に乗車する方の内、一人以上はパトロール実施者証の所持者でなければならない
- 7 警察本部長に申請したパトロール活動地域以外では、青色回転灯等を点灯した運行はできない
- 8 パトロール実施者証の交付を受けた方は、概ね3年が経過するまでの間に青色防犯パトロール講習を受講しなければならない

青色防犯パトロール申請方法

申請手続きに必要なもの

- 証明申請書（別記様式2）・・・ 団体名、代表者名、団体の区分、パトロール車の車種等
- 青色防犯パトロール団体の概要（別記様式3）・・・ 団体の概要等
- 青色防犯パトロール実施者名簿（別記様式4）・・・ 青色防犯パトロールに従事される方
- 誓約書（別記様式5）・・・ 青色防犯パトロール活動の注意事項に対する誓約書
- 自動車検査証の写し・・・ 申請する活動車両の検査証の写し
- 申請する活動自動車の写真・・・ 回転灯等取付位置、ナンバー、ステッカー貼付状況が分かる写真
- 回転灯等の性能が分かる資料・・・ 回転灯等のカタログ等メーカーや大きさ、明るさ、回転数等が分かる資料
- パトロール車の使用承諾書・・・ 自動車検査証上の使用者の承諾書
※パトロールに使用する自動車を他の団体から借り受けて実施する場合
- パトロール実施計画書・・・ 申請団体による活動計画の状況が掲載されたもの
- ※ 申請に必要な書類の一覧については、県警ホームページに掲載しています。
不明な点等あれば、管轄警察署へお尋ねください。
- ※ 平成22年から福岡県において自主防犯パトロールの要に供する青色回転灯を装備した自動車の内、認定基準を満たした自動車（軽自動車を除く。）に対しては、自動車税種別割の全額が免除される制度が運用されています。
詳細は、管轄の県税事務所若しくは福岡県庁税務課直税第二係までお問い合わせください。（別添「青パトチラシ（R6年度時点）」参照。）
- ※ 軽自動車に対する減免制度の有無については、軽自動車税を管轄する各市区町村役場までお問い合わせください。

申請手続きの流れ

① 証明申請

- 必要書類をそろえて、パトロール地域の管轄警察署を通じ、警察本部長あてに申請します。
- ※ 申請書（記載例等）については、県警ホームページに掲載しています。

② 申請書類の審査

- 申請書類は警察において審査されます
- 審査終了後、警察において交付する証明書等が作成されます。

③ パトロール講習の受講

- 申請警察署でパトロール実施者証取得者を対象とした講習が開催されます。
- ※ 実施者証取得者は必ず受講しなければなりません。

④ 証明書・標章・実施者証の交付

- 申請警察署で次の証明書等が交付されます。
 - ・ 青色防犯パトロール実施団体であることの証明書
 - ・ 青色防犯パトロール車に貼付する標章
 - ・ パトロール実施者に対する実施者証

⑤ 自動車検査証への記入

- 警察署から交付された証明書を持って、自動車使用の本拠を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車は軽自動車検査協会）へ行き、自動車検査証等の書き換えを受けます。
- ※ 証明書の発行を受けた日から15日以内

⑥ 青色回転灯等の取付

⑦ 青色防犯パトロールの活動開始

- いよいよ活動開始です。
- ※ パトロール講習で受講した知識を活かし、交付された標章にある注意事項を守り活動して下さい。